○国土交通省告示第千百八十三号

長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　長崎空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　長崎空港内及びその周辺　長崎県大村市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第五百五十一号、平成六年運輸省告示第六百三十二号、平成七年運輸省告示第四十一号、平成九年運輸省告示第五十七号、平成十二年運輸省告示第四十四号、平成十四年国土交通省告示第八十三号、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号、平成十七年国土交通省告示第千四百五十九号及び平成二十年国土交通省告示第百三十三号を参照。）

イ　四(2)　滑走路Aに係る灯火の表を削除した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表を次のとおり変更した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万一千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯三十二度五十四分二十八秒、東経百二十九度五十四分五十七秒
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
進入灯（標準式）	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万五千カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
進入灯台	白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十一万カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートルの位置
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路32側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル
接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路32側末端から九百メートルまでの滑走路上
滑走路距離灯	白熱電灯、航空白の不動光		滑走路灯列の両外側に各灯火の間隔約三百メートル、1から9まで
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端
誘導路灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大七カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
誘導路灯	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ	誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上
停止線灯	白熱電灯、航空赤の不動光	二百カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路内及び誘導路の両外側
滑走路警戒灯	白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
誘導案内灯	蛍光放電灯、航空赤、航空黄、航空白の不動光	航空赤平均輝度三十カンデラ毎平方メートル、航空黄平均輝度百五十カンデラ毎平方メートル、航空白平均輝度三百カンデラ毎平方メートル	誘導路と滑走路及びエプロンとの接続点付近並びに駐機場付近
指向信号灯	航空赤、航空緑及び航空白の信号光	航空白十五万カンデラ	管制塔内

ハ　五　運用時間(2)中「、滑走路末端識別灯」を削除した。

ニ　七　航空灯火の利用上の特記事項(2)中「滑走路Bの32側」を「滑走路32側」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年十二月十五日

○国土交通省告示第千百八十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日

国土交通大臣　前田　武志

第一表エクビックの項を削る。

第二表エクビックの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。